切な設備が提供されることを確保すべきである。必要な場合には、船舶と旅客及び乗組員の審査が行われる地点との間の通路を悪天候から保護するための措置をとるべきである。これらの措置及び設備は、保安の水準が向上する中で拡充された安全上の措置をとることができるよう柔軟な、かつ、拡大が可能なものとすべきである。

3.11.1　勧告規定

公的機関は、次のことを行うべきである。

(a) 船舶所有者及び港湾当局の協力を得て、次のような適当な措置を導入すること。

(i) 旅客及び手荷物の取扱いに関する個別的かつ連続的な方法

(ii) 旅客が、託送手荷物が受取場所に置かれた後、速やかにその託送手荷物を容易に識別し、及び受け取ることができる方法

(iii) 高年齢の旅客及び身体的な障害を有する旅客の必要を満たすための施設及び役務の提供の確保

(b) 港湾当局が次のことを行うために全ての必要な措置をとることを確保すること。

(i) 旅客及びその手荷物に対し、現地の輸送機関との間の容易かつ迅速なアクセスを提供すること。

(ii) 乗組員に対して行政上の目的のため政府の施設に報告することを要求する場合には、それらの施設は、容易に利用することができ、かつ、実行可能な限り相互に近接していること。

3.11.2　勧告規定

公的機関は、迅速な出入国及び通関を確保するための手段として、旅客の出入国並びに旅客の手荷物及び自家用自動車の通関のために経路選択システムの導入を検討すべきである。

3.12　標準規定

公的機関は、船舶所有者に対し、船舶の職員が旅客及び乗組員の迅速な到着手続を支援するための全ての適当な措置をとることを確保することを要求する。これらの措置には、次のことを含めることができる。

(a) 関係する公的機関に対し、最善の予測に基づいた到着予定時刻（その後に時刻の変更がある場合には当該変更に関する情報）及び航海の経路が検査の要件に影響を及ぼす可能性がある場合には当該経路を事前に提供すること。

(b) 船舶の書類を迅速に審査することができるようにしておくこと。

(c) 船舶が着岸又は投びょうする場所に向かっている間、はしごその他乗船するための設備を取り付けるために準備すること。

(d) 船舶内の者を、検査のため、必要な書類を携帯させた上で迅速に、かつ、整然と集合させること（この目的のため、乗組員の機関室その他の場所における重要な任務を免除するための措置を考慮する。）。

3.13　勧告規定

旅客及び乗組員の書類に氏名を記入する方法については、最初に姓を記入すべきである。父の姓及び母の姓の双方が使用されている場合には、最初に父の姓を記入すべきである。既婚の女性について夫の父の姓及び自己の父の姓の双方が使用されている場合には、最初に夫の父の姓を記入すべきである。

3.14　標準規定

公的機関は、不当に遅滞することなく、船舶内に所在する者の入国を認めるか否かを審査するために、その者を受け入れる。

3.15　勧告規定

公的機関は、旅客が所持する審査の対象となる書類が不適当であると認める場合又はこの理由により旅客の入国を認めない場合であっても、船舶所有者に対して不合理又は不均衡な罰金を科するべきでない。

3.15.1　標準規定

公的機関は、船舶所有者に対して、審査の対象となる書類であって受入国又は通過国が定めるものを旅客が所持することを確保するため、乗船地点において予防措置をとることを奨励する。

3.15.2　標準規定

船舶所有者は、いずれかの者が入国を認められず、その国の領域から移送される場合には、その者の入国が認められなかったことに起因する費用をその者から回収することを妨げられない。

3.15.3　勧告規定

公的機関は、国際海上交通を簡易化し、かつ、迅速化するため、機関が他の適当な国際機関と協力して作成し、若しくは採用している標準化された国際的な標識及び記号であって、できる限り全ての輸送手段に共通のものを海上の係留施設及び船舶内で使用し、又はその使用について当該公的機関が権限を有しない場合には責任を有する国内の当事者に対してその使用を勧告すべきである。

C　高年齢の旅客及び身体的障害を有する旅客の海上輸送のための特別な便益

3.16　勧告規定

聴覚又は視覚に障害を有する旅客が輸送及び安全に関する全ての必要な情報を容易に利用することができるような措置をとるべきである。

3.17　勧告規定

高年齢の旅客及び身体的障害を有する旅客の乗船又は下船のために係留施設の建物に確保される地点は、その建物の主入口のできる限り近くに設置すべきである。これらの地点は、適当な標識により明確に表示されるべきである。これらの地点へのアクセスのための経路には、障害物がないようにすべきである。

3.18　勧告規定

公的業務が行われている場所へのアクセスが容易でない場合には、現行の業務及び導入が計画されている業務を移動に関して障害を有する旅客に適合させ、又はそれらの者のために特別な措置を講ずることにより、利用しやすく、かつ、合理的な価格の公共の輸送サービスを提供するためのあらゆる努力を払うべきである。

3.19　勧告規定

高年齢の旅客及び身体的障害を有する旅客の安全な乗船又は下船を可能にするため、適当な場合には、係留施設及び船舶において適当な便益を提供すべきである。

D　周遊船及びその旅客のための簡易化措置

3.20　標準規定

公的機関は、周遊船の到着が予定される港の衛生当局が、当該周遊船からその到着の前に受領した情報に基づき、当該周遊船の到着が検疫の対象となる疾病の侵入又はまん延を引き起こさないと認める場合には、港の衛生当局が当該周遊船に対して電子的手段により検疫入港許可を与えることを認める。